

目次

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第六条関係）	1
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第七条関係）	7
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第八条関係）	9
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第九条関係）	11
○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）（附則第十条関係）	76
○ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第 号）（抄）（附則第十一条関係）	77
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第十二条関係）	88
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第十三条関係）	89
○ デジタル庁設置法（令和三年法律第 号）（抄）（附則第十四条関係）	90
○ デジタル庁設置法（令和三年法律第 号）（抄）（附則第十五条関係）	92



○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）</p> <p>提供を受ける国の機関 又は法人 一〇十四（略）</p> <p>十五 金融庁又は財務省</p>	<p>事務</p> <p>（略）</p>	<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）</p> <p>提供を受ける国の機関 又は法人 一〇十四（略）</p> <p>十五 金融庁又は財務省</p>	<p>事務</p> <p>（略）</p>
<p>十五の二 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号）</p> <p>第十条に規定する特</p>	<p>（新設）</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>		

定公的給付の支給を 実施する国の機関又 は法人	十六 総務省	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十七 〓百二十三 (略)	(略)	(略)

別表第二（第三十条の十関係）

提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	一〓一の六 (略)	事務
一〓七 指定都市の長	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
一〓八 市町村長その他の執行機関	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による	

十六 総務省	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十七 〓百二十三 (略)	(略)

別表第二（第三十条の十関係）

提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	一〓一の六 (略)	事務
一〓七 指定都市の長	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
(新設)		

一の九 市町村長	同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二〇十一 (略)	(略)

別表第三(第三十条の十一 関係)

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事 務
一〇二 (略)	(略)
三 都道府県知事	貸金業法による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三の二 都道府県知事	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため

一の八 市町村長	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二〇十一 (略)	(略)

別表第三(第三十条の十一 関係)

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事 務
一〇二 (略)	(略)
三 都道府県知事	貸金業法による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(新設)	

その他の執行機関	<p>めの預貯金口座の登録等に関する法律による 同法第十条の特定公的給付の支給を実施する ための基礎とする情報の管理に関する事務で あつて総務省令で定めるもの</p>
四 都道府県知事	<p>恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
四の二～二十九 (略)	(略)

別表第四（第三十条の十二関係）

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
一～一の六 (略)	(略)
一の七 指定都市の長	<p>特定非営利活動促進法による同法第十条第一 項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は 同法第三十四条第三項の認証に関する事務で あつて総務省令で定めるもの</p>
一の八 市町村長その 他の執行機関	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律による 同法第十条の特定公的給付の支給を実施する</p>

四 都道府県知事	<p>恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
四の二～二十九 (略)	(略)

別表第四（第三十条の十二関係）

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
一～一の六 (略)	(略)
一の七 指定都市の長	<p>特定非営利活動促進法による同法第十条第一 項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は 同法第三十四条第三項の認証に関する事務で あつて総務省令で定めるもの</p>
(新設)	

一の九 市町村長	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の十 (略)	(略)
二の十 (略)	(略)

別表第五(第三十条の十五関係)

- 一 一 二 (略)
- 三 貸金業法による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるものの
- 三の二 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四 恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金で

一の八 市町村長	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の九 (略)	(略)
二の十 (略)	(略)

別表第五(第三十条の十五関係)

- 一 一 二 (略)
- 三 貸金業法による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- (新設)

四 恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金で

ある給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の二～三十四 (略)

別表第六(第三十条の十五関係)

提供を受ける都道府県 知事以外の都道府県の 執行機関	事 務
一 都道府県知事以外 の執行機関	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録等に関する法律による 同法第十条の特定公的給付の支給を実施する ための基礎とする情報の管理に関する事務であ つて総務省令で定めるもの
二 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律によ る同法第二条第一項の特別支援学校への就学 のため必要な経費の支弁に関する事務であつ て総務省令で定めるもの
三～五 (略)	(略)

ある給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の二～三十四 (略)

別表第六(第三十条の十五関係)

提供を受ける都道府県 知事以外の都道府県の 執行機関	事 務
(新設)	特別支援学校への就学奨励に関する法律によ る同法第二条第一項の特別支援学校への就学 のため必要な経費の支弁に関する事務であつ て総務省令で定めるもの
一 教育委員会	(略)
二～四 (略)	(略)

改正案		現行	
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）			
提供を受ける国の機関 又は法人 一〇十二（略）	事務	提供を受ける国の機関 又は法人 一〇十二（略）	事務
十三 預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による同法第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十三 預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による同法第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十三の二 預金保険機構	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため、の預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号）による同法第十二条第一項第二号の個人番号の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（新設）	（新設）
十四 農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）による同法第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十四 農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）による同法第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの

<p>十五 金融庁又は財務省</p>	<p>公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）による同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十第二項の届出又は同法第三十四条の二十四若しくは第三十四条の二十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>十五の二 デジタル庁</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第三条第一項の公的給付支給等口座登録簿への登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>十五の三 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する国の機関又は法人</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>十六（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（新設）</p>	<p>十五の二 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号）</p>	<p>十五 金融庁又は財務省</p>	<p>公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）による同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十第二項の届出又は同法第三十四条の二十四若しくは第三十四条の二十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>十六（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>十五の二 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号）</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>十五 金融庁又は財務省</p>	<p>公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）による同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十第二項の届出又は同法第三十四条の二十四若しくは第三十四条の二十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第九条関係）

別表第一（第九条関係）

一〇九十九（略）	（略）
百〇公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号）第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの

一〇九十九（略） （新設）	（略）

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者 一〇百二十（略）	事務	情報提供者 （略）	特定個人情報 （略）
百二十一 公的給付の支給等の迅速かつ確	公的給付の支給	市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で

情報照会者 一〇百二十（略） （新設）	事務	情報提供者 （略）	特定個人情報 （略）

<p>の迅速かつ確 実な実施のた めの預貯金口 座の登録等に 関する法律第 十条に規定す る特定公的給 付の支給を実 施する行政機 関の長等</p>	<p>実な実施のため の預貯金口座の 登録等に関する 法律による特定 公的給付の支給 を実施するため の基礎とする情 報の管理に關す る事務であつて 主務省令で定め るもの</p>
	<p>定めるもの</p>

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	<p>別表第一（第九条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: top;">一〇九十九（略）</td> <td style="width: 70%; text-align: center; vertical-align: top;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: top;">百 内閣総理大臣</td> <td style="width: 70%; text-align: center; vertical-align: top;">                 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため                  の預貯金口座の登録等に関する法律（令和                  三年法律第 号）による公的給付支給等                  口座登録簿への登録に関する事務であつて主                  務省令で定めるもの             </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: top;">                 百一 公的給付の支給                  等の迅速かつ確実な                  実施のための預貯金                  口座の登録等に関す                  る法律第十条に規定                  する特定公的給付の                  支給を実施する行政                  機関の長等             </td> <td style="width: 70%; text-align: center; vertical-align: top;">                 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた                  めの預貯金口座の登録等に関する法律による                  特定公的給付の支給を実施するための基礎と                  する情報の管理に関する事務であつて主務省                  令で定めるもの             </td> </tr> </table>	一〇九十九（略）	（略）	百 内閣総理大臣	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録等に関する法律（令和 三年法律第 号）による公的給付支給等 口座登録簿への登録に関する事務であつて主 務省令で定めるもの	百一 公的給付の支給 等の迅速かつ確実な 実施のための預貯金 口座の登録等に関す る法律第十条に規定 する特定公的給付の 支給を実施する行政 機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律による 特定公的給付の支給を実施するための基礎と する情報の管理に関する事務であつて主務省 令で定めるもの
一〇九十九（略）	（略）						
百 内閣総理大臣	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録等に関する法律（令和 三年法律第 号）による公的給付支給等 口座登録簿への登録に関する事務であつて主 務省令で定めるもの						
百一 公的給付の支給 等の迅速かつ確実な 実施のための預貯金 口座の登録等に関す る法律第十条に規定 する特定公的給付の 支給を実施する行政 機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律による 特定公的給付の支給を実施するための基礎と する情報の管理に関する事務であつて主務省 令で定めるもの						
現 行	<p>別表第一（第九条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: top;">一〇九十九（略）</td> <td style="width: 70%; text-align: center; vertical-align: top;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: top;">                 （新設）                  百 公的給付の支給等                  の迅速かつ確実な実                  施のための預貯金口                  座の登録等に関する                  法律（令和三年法律                  第 号）第十条                  に規定する特定公的                  給付の支給を実施す                  る行政機関の長等             </td> <td style="width: 70%; text-align: center; vertical-align: top;">                 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた                  めの預貯金口座の登録等に関する法律による                  特定公的給付の支給を実施するための基礎と                  する情報の管理に関する事務であつて主務省                  令で定めるもの             </td> </tr> </table>	一〇九十九（略）	（略）	（新設） 百 公的給付の支給等 の迅速かつ確実な実 施のための預貯金口 座の登録等に関する 法律（令和三年法律 第 号）第十条 に規定する特定公的 給付の支給を実施す る行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律による 特定公的給付の支給を実施するための基礎と する情報の管理に関する事務であつて主務省 令で定めるもの		
一〇九十九（略）	（略）						
（新設） 百 公的給付の支給等 の迅速かつ確実な実 施のための預貯金口 座の登録等に関する 法律（令和三年法律 第 号）第十条 に規定する特定公的 給付の支給を実施す る行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律による 特定公的給付の支給を実施するための基礎と する情報の管理に関する事務であつて主務省 令で定めるもの						

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	一 (略)	二 全国健康保 険協会
事務	(略)	健康保険法によ る保険給付の支 給に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの
情報提供者	(略)	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合 健康保険法第五 十五条又は第百 二十八条に規定 する他の法令に よる給付の支給 を行うこととさ れている者 市町村長
特定個人情報	(略)	医療保険給付関係 情報であつて主務 省令で定めるもの 健康保険法第二十 八条に規定する他 の法令による給付 の支給に関する情 報であつて主務省 令で定めるもの 地方税関係情報、 住民票関係情報又 は介護保険給付等 関係情報であつて 主務省令で定める もの 厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等 年金給付関係情 報、特別障害給付 金関係情報又は年 金生活者支援給付 金関係情報であつ

情報照会者	一 (略)	二 全国健康保 険協会
事務	(略)	健康保険法によ る保険給付の支 給に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの
情報提供者	(略)	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合 健康保険法第五 十五条又は第百 二十八条に規定 する他の法令に よる給付の支給 を行うこととさ れている者 市町村長
特定個人情報	(略)	医療保険給付関係 情報であつて主務 省令で定めるもの 健康保険法第二十 八条に規定する他 の法令による給付 の支給に関する情 報であつて主務省 令で定めるもの 地方税関係情報、 住民票関係情報又 は介護保険給付等 関係情報であつて 主務省令で定める もの 厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等 年金給付関係情 報、特別障害給付 金関係情報又は年 金生活者支援給付 金関係情報であつ

三 合 健康保険組	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	健康保険法第十五条に規定す	厚生労働大臣	内閣総理大臣	て主務省令で定めるもの
							失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
三 合 健康保険組	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	健康保険法第十五条に規定す	厚生労働大臣	内閣総理大臣	て主務省令で定めるもの
							失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

内閣総理大臣	厚生労働大臣	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	市町村長	他の法令による給付の支給を行うこととされている者
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

厚生労働大臣	厚生労働大臣	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	市町村長	他の法令による給付の支給を行うこととされている者
失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

七 臣 厚生労働大	六 全国健康保 険協会	四・五 (略)	(略)	市町村長	で定めるもの
		船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)		
労働者災害補償保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で	国民年金法その他の法令による年金である給付	国民年金法その他の法令による年金に関する情報であつて主務省令で	国民年金法その他の法令による年金に関する情報であつて主務省令で	国民年金法その他の法令による年金に関する情報であつて主務省令で	国民年金法その他の法令による年金に関する情報であつて主務省令で

七 臣 厚生労働大	六 全国健康保 険協会	四・五 (略)	(略)	市町村長	で定めるもの
		船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)		
労働者災害補償保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で	国民年金法その他の法令による年金である給付	国民年金法その他の法令による年金に関する情報であつて主務省令で	国民年金法その他の法令による年金に関する情報であつて主務省令で	国民年金法その他の法令による年金に関する情報であつて主務省令で	国民年金法その他の法令による年金に関する情報であつて主務省令で

七の二 厚生労働大臣		八 十 (略)	十一 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は	労働者災害補償保険法による社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	定めるもの	者 内閣総理大臣	めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
---------------	--	---------------	------------	--	---	--------	--	-------	-------------	--

(新設)		八 十 (略)	十一 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの		市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	定めるもの	者	めるもの
------	--	---------------	------------	--	--	--	------	--	-------	---	------

十五 十六の三		十四 都道府県 知事	十二・十三 (略)	障害福祉サービス の提供に關する 事務であつて 主務省令で定め るもの	児童福祉法によ る障害児入所給 付費、高額障害 児入所給付費又 は特定入所障害 児食費等給付費 の支給に關する 事務であつて主 務省令で定める もの	都道府県知事	都道府県知事等	児童福祉法による 障害児入所支援に 關する情報又は障 害者關係情報であ つて主務省令で定 めるもの	児童福祉法による 障害児入所支援に 關する情報又は障 害者關係情報であ つて主務省令で定 めるもの	公的給付支給等口 座登録簿關係情報 であつて主務省令 で定めるもの	公的給付支給等口 座登録簿關係情報 であつて主務省令 で定めるもの	内閣総理大臣	内閣総理大臣	(略)	(略)	(略)	(略)
------------	--	------------------	--------------	---	---	--------	---------	--	--	--	--	--------	--------	-----	-----	-----	-----

十五 十六の三		十四 都道府県 知事	十二・十三 (略)	障害福祉サービス の提供に關する 事務であつて 主務省令で定め るもの	児童福祉法によ る障害児入所給 付費、高額障害 児入所給付費又 は特定入所障害 児食費等給付費 の支給に關する 事務であつて主 務省令で定める もの	都道府県知事	都道府県知事等	児童福祉法による 障害児入所支援に 關する情報又は障 害者關係情報であ つて主務省令で定 めるもの	児童福祉法による 障害児入所支援に 關する情報又は障 害者關係情報であ つて主務省令で定 めるもの	省令で定めるもの	省令で定めるもの	省令で定めるもの	省令で定めるもの	(略)	(略)	(略)	(略)
------------	--	------------------	--------------	---	---	--------	---------	--	--	----------	----------	----------	----------	-----	-----	-----	-----





---

---

---

---

する情報（以下「戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報」という。）、「失業等給付関係情報」、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健康被害の救済に関する法律による特別遺族給付金の支給に関する情報（以下「石綿健康被害救済給付等関係情報」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金

---

---

---

---

---

---

---

---

する情報（以下「戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報」という。）、「失業等給付関係情報」、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健康被害の救済に関する法律による特別遺族給付金の支給に関する情報（以下「石綿健康被害救済給付等関係情報」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金

---

---

---

---

	<p>の支給に関する情報（以下「職業訓練受講給付金関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>都道府県知事</p>	<p>災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費</p>

	<p>の支給に関する情報（以下「職業訓練受講給付金関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>都道府県知事</p>	<p>災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費</p>

市町村長	都道府県知事等	
地方税関係情報、 母子保健法による 養育医療の給付若	生活保護関係情報 、児童扶養手当関 係情報又は母子及 び父子並びに寡婦 福祉法による給付 金、特別児童扶養 手当等の支給に関 する法律による障 害児福祉手当若し くは特別障害者手 当若しくは昭和六 十年法律第三十四 号附則第九十七条 第一項の福祉手当 の支給に関する情 報であつて主務省 令で定めるもの	の支給に関する情 報であつて主務省 令で定めるもの

市町村長	都道府県知事等	
地方税関係情報、 母子保健法による 養育医療の給付若	生活保護関係情報 、児童扶養手当関 係情報又は母子及 び父子並びに寡婦 福祉法による給付 金、特別児童扶養 手当等の支給に関 する法律による障 害児福祉手当若し くは特別障害者手 当若しくは昭和六 十年法律第三十四 号附則第九十七条 第一項の福祉手当 の支給に関する情 報であつて主務省 令で定めるもの	の支給に関する情 報であつて主務省 令で定めるもの

厚生労働大臣若	社会福祉協議会	
年金給付関係情報	の 務省令で定めるも る情報であつて主 事業の実施に関す で資金を融通する て無利子又は低利 生計困難者に対し 社会福祉法による	しくは養育医療に 要する費用の支給 に関する情報、児 童手当法による児 童手当若しくは特 例給付の支給に関 する情報（以下 「児童手当関係情 報」という。）、 介護保険給付等関 係情報又は障害者 自立支援給付関係 情報であつて主務 省令で定めるもの

厚生労働大臣若	社会福祉協議会	
年金給付関係情報	の 務省令で定めるも る情報であつて主 事業の実施に関す で資金を融通する て無利子又は低利 生計困難者に対し 社会福祉法による	しくは養育医療に 要する費用の支給 に関する情報、児 童手当法による児 童手当若しくは特 例給付の支給に関 する情報（以下 「児童手当関係情 報」という。）、 介護保険給付等関 係情報又は障害者 自立支援給付関係 情報であつて主務 省令で定めるもの



都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は都道府県知事は特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律による職業転換給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報（以下「地方公務
---------------------	---	--	-------------	--

都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は都道府県知事は特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律による職業転換給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報（以下「地方公務
---------------------	---	--	-------------	--

	厚生労働大臣又は都道府県知事等は 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
員災害補償関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当

	厚生労働大臣又は都道府県知事等は 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
員災害補償関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当



三十 社会福祉	二十九 (略)		二十八 都道府 県知事	地方税法その他の の地方税に關す る法律及びこれ らの法律に基づ く条例による地 方税の賦課徴収 に關する事務で あつて主務省令 で定めるもの	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働大臣	合等
社会福祉法によ	(略)				都道府県知事等	内閣総理大臣	失業等給付關係情 報であつて主務省 令で定めるもの	
医療保険者又は	(略)	内閣総理大臣	市町村長		都道府県知事等	内閣総理大臣	失業等給付關係情 報であつて主務省 令で定めるもの	
医療保険給付關係	(略)	公的給付支給等口 座登録簿關係情報 であつて主務省令 で定めるもの	地方税關係情報で あつて主務省令で 定めるもの	生活保護關係情報 であつて主務省令 で定めるもの	障害者關係情報で あつて主務省令で 定めるもの	公的給付支給等口 座登録簿關係情報 であつて主務省令 で定めるもの	失業等給付關係情 報であつて主務省 令で定めるもの	

三十 社会福祉	二十九 (略)		二十八 都道府 県知事	地方税法その他の の地方税に關す る法律及びこれ らの法律に基づ く条例による地 方税の賦課徴収 に關する事務で あつて主務省令 で定めるもの	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働大臣	合等
社会福祉法によ	(略)				都道府県知事等	内閣総理大臣	失業等給付關係情 報であつて主務省 令で定めるもの	
医療保険者又は	(略)	内閣総理大臣	市町村長		都道府県知事等	内閣総理大臣	失業等給付關係情 報であつて主務省 令で定めるもの	
医療保険給付關係	(略)	公的給付支給等口 座登録簿關係情報 であつて主務省令 で定めるもの	地方税關係情報で あつて主務省令で 定めるもの	生活保護關係情報 であつて主務省令 で定めるもの	障害者關係情報で あつて主務省令で 定めるもの	公的給付支給等口 座登録簿關係情報 であつて主務省令 で定めるもの	失業等給付關係情 報であつて主務省 令で定めるもの	

協議会

<p>る生計困難者に 対して無利子又 は低利で資金を 融通する事業の 実施に関する事 務であつて主務 省令で定めるも の</p>		<p>後期高齢者医療 広域連合 厚生労働大臣</p>	<p>情報であつて主務 省令で定めるもの</p>
<p>市町村長</p>	<p>都道府県知事等 、児童扶養手当関 係情報又は母子及 び父子並びに寡婦 福祉法による給付 金の支給に関する 情報であつて主務 省令で定めるもの</p>	<p>労働者災害補償関 係情報、戦傷病者 戦没者遺族等援護 関係情報、失業等 給付関係情報、石 綿健康被害救済給 付等関係情報又は 職業訓練受講給付 金関係情報であつ て主務省令で定め るもの</p>	<p>労働者災害補償関 係情報、戦傷病者 戦没者遺族等援護 関係情報、失業等 給付関係情報、石 綿健康被害救済給 付等関係情報又は 職業訓練受講給付 金関係情報であつ て主務省令で定め るもの</p>
<p>住民票関係情報、 地方税関係情報、 市町村長</p>	<p>住民票関係情報、 地方税関係情報、 市町村長</p>		

協議会

<p>る生計困難者に 対して無利子又 は低利で資金を 融通する事業の 実施に関する事 務であつて主務 省令で定めるも の</p>		<p>後期高齢者医療 広域連合 厚生労働大臣</p>	<p>情報であつて主務 省令で定めるもの</p>
<p>市町村長</p>	<p>都道府県知事等 、児童扶養手当関 係情報又は母子及 び父子並びに寡婦 福祉法による給付 金の支給に関する 情報であつて主務 省令で定めるもの</p>	<p>労働者災害補償関 係情報、戦傷病者 戦没者遺族等援護 関係情報、失業等 給付関係情報、石 綿健康被害救済給 付等関係情報又は 職業訓練受講給付 金関係情報であつ て主務省令で定め るもの</p>	<p>労働者災害補償関 係情報、戦傷病者 戦没者遺族等援護 関係情報、失業等 給付関係情報、石 綿健康被害救済給 付等関係情報又は 職業訓練受講給付 金関係情報であつ て主務省令で定め るもの</p>
<p>住民票関係情報、 地方税関係情報、 市町村長</p>	<p>住民票関係情報、 地方税関係情報、 市町村長</p>		

	社会福祉協議会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	都道府県知事
児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	社会福祉法による生活困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であつて主務省令で定めるもの

	社会福祉協議会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	都道府県知事
児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	社会福祉法による生活困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であつて主務省令で定めるもの



三十三 (略)	三十四 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	厚生労働大臣	内閣総理大臣	全国健康保険協会	三十五 厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に
											厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

三十三 (略)	三十四 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	厚生労働大臣	内閣総理大臣	全国健康保険協会	三十五 厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に
											厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

		関する事務であ っ主務省令で 定めるもの	
補償基金	厚生労働大臣 市町村長	労働者災害補償関 係情報又は戦傷病 者戦没者遺族等援 護法による年金で ある給付若しくは 雇用保険法による 基本手当若しくは 高年齢雇用継続基 本給付金の支給に 関する情報であつ て主務省令で定め るもの	厚生労働大臣 市町村長
地方公務員災害 補償基金	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの
地方公務員災害 補償基金	地方公務員災害 補償基金	地方公務員災害補 償関係情報であつ	地方公務員災害補 償関係情報であつ

		関する事務であ っ主務省令で 定めるもの	
補償基金	厚生労働大臣 市町村長	労働者災害補償関 係情報又は戦傷病 者戦没者遺族等援 護法による年金で ある給付若しくは 雇用保険法による 基本手当若しくは 高年齢雇用継続基 本給付金の支給に 関する情報であつ て主務省令で定め るもの	厚生労働大臣 市町村長
地方公務員災害 補償基金	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの
地方公務員災害 補償基金	地方公務員災害 補償基金	地方公務員災害補 償関係情報であつ	地方公務員災害補 償関係情報であつ

三十九 国家公務員共済組合	三十八 (略)	(略)	内閣総理大臣	て主務省令で定めるもの	三十七 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	(略)	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	三十八 (略)	(略)	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、
	三十九 (略)													

三十九 国家公務員共済組合	三十八 (略)	(略)	市町村長	て主務省令で定めるもの	三十七 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	(略)	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	三十八 (略)	(略)	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、
	三十九 (略)													

				<p>つて主務省令で定めるもの</p>	
内閣総理大臣	厚生労働大臣	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
公的給付支給等口	令で定めるもの	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

				<p>つて主務省令で定めるもの</p>	
	厚生労働大臣	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
	令で定めるもの	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

四十二 市町村 長又は国民健 康保険組合	四十一 (略)	国民健康保険法 による保険給付 の支給又は保険 料の徴収に關す る事務であつて 主務省令で定め るもの	(略)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	内閣総理大臣	座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	市町村長	国家公務員共済 組合法又は国家 公務員共済組合 法の長期給付に 關する施行法に よる年金である 給付の支給に關 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	四十一 (略)	四十二 市町村 長又は国民健 康保険組合
	(略)											

四十二 市町村 長又は国民健 康保険組合	四十一 (略)	国民健康保険法 による保険給付 の支給又は保険 料の徴収に關す る事務であつて 主務省令で定め るもの	(略)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	内閣総理大臣	座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	市町村長	国家公務員共済 組合法又は国家 公務員共済組合 法の長期給付に 關する施行法に よる年金である 給付の支給に關 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	四十一 (略)	四十二 市町村 長又は国民健 康保険組合
	(略)											

<p>四十八 厚生労働大臣</p>	<p>四十三～四十七 (略)</p>	<p>国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定める</p>	<p>市町村長</p>	<p>省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>(略)</p>	<p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>内閣総理大臣</p>

<p>四十八 厚生労働大臣</p>	<p>四十三～四十七 (略)</p>	<p>国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定める</p>	<p>市町村長</p>	<p>省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>(略)</p>	<p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>

五十二 国民年金基金連合会	五十一 国民年金基金	四十九・五十 (略)	もの
国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)
厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働大臣又は日本年金機構	(略)	(略)
年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)
内閣総理大臣	独立行政法人農業者年金基金	(略)	(略)
公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)

五十二 国民年金基金連合会	五十一 国民年金基金	四十九・五十 (略)	もの
国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)
厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働大臣又は日本年金機構	(略)	(略)
年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)
内閣総理大臣	独立行政法人農業者年金基金	(略)	(略)
公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)



<p>五十七の二 国 税庁長官</p>		
<p>税の還付に関する法律による国</p>	<p>国税通則法その他 の国税に関する法律</p>	
<p>内閣総理大臣</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>児童扶養手当法 第三条第二項に 規定する公的年金 給付の支給を行 うこととされて いる者 厚生労働大臣又 は都道府県知事</p>
<p>座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>療養介護若しくは 施設入所支援に 関する情報であつ て主務省令で定め るもの 児童扶養手当法第 三条第二項に規 定する公的年金給 付の支給に関する 情報であつて主務 省令で定めるもの</p>
<p>(新設)</p>		
	<p>は都道府県知事</p>	<p>児童扶養手当法 第三条第二項に 規定する公的年金 給付の支給を行 うこととされて いる者 厚生労働大臣又 は都道府県知事</p>
<p>座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>療養介護若しくは 施設入所支援に 関する情報であつ て主務省令で定め るもの 児童扶養手当法第 三条第二項に規 定する公的年金給 付の支給に関する 情報であつて主務 省令で定めるもの</p>



	<p>五十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会</p>
	<p>地方公務員等共済組合又は地方公務員等共済組合の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省</p>
<p>による給付の支給を行うこととされている者</p> <p>地方公務員災害補償基金</p>	<p>市町村長</p> <p>厚生労働大臣</p> <p>内閣総理大臣</p>
<p>付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>機構又は共済組合等</p> <p>公的給付支給等口</p>
	<p>五十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会</p>
	<p>地方公務員等共済組合又は地方公務員等共済組合の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省</p>
<p>による給付の支給を行うこととされている者</p> <p>地方公務員災害補償基金</p>	<p>市町村長</p> <p>厚生労働大臣</p> <p>内閣総理大臣</p>
<p>付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>機構又は共済組合等</p> <p>公的給付支給等口</p>

六十三 都道府 県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	令で定めるもの	六十一 (略)	六十二 (略)	六十三 (略)	六十四 (略)	六十五 都道府 県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	教育訓練給付金の支給に関する情報

六十三 都道府 県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	令で定めるもの	六十一 (略)	六十二 (略)	六十三 (略)	六十四 (略)	六十五 都道府 県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	教育訓練給付金の支給に関する情報

		六十六 厚生労働大臣又は都道府県知事			
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの			
補償基金	地方公務員災害補償基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	市町村長	厚生労働大臣	内閣総理大臣
て主務省令で定め	て主務省令で定め	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	労働者災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
		六十六 厚生労働大臣又は都道府県知事			
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの			
補償基金	地方公務員災害補償基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	市町村長	厚生労働大臣	
て主務省令で定め	て主務省令で定め	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	労働者災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの	又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの

道府県知事	六十七 都道府 県知事等	特別児童扶養手 当等の支給に関 する法律による 障害児福祉手当 若しくは特別障 害者手当又は昭 和六十年法律第 三十四号附則第 九十七条第一項 の福祉手当の支 給に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの	市町村長	内閣総理大臣	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	るもの
	七十一 厚生労 働大臣又は都 道府県知事	労働施策の総合 的な推進並びに 労働者の雇用の	市町村長	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	
	六十八〜七十 (略)	(略)	(略)	内閣総理大臣	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	
	七十一 厚生労 働大臣又は都 道府県知事	労働施策の総合 的な推進並びに 労働者の雇用の	市町村長	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	

道府県知事	六十七 都道府 県知事等	特別児童扶養手 当等の支給に関 する法律による 障害児福祉手当 若しくは特別障 害者手当又は昭 和六十年法律第 三十四号附則第 九十七条第一項 の福祉手当の支 給に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	るもの
	七十一 厚生労 働大臣又は都 道府県知事	労働施策の総合 的な推進並びに 労働者の雇用の	市町村長	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	
	六十八〜七十 (略)	(略)	(略)	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	
	七十一 厚生労 働大臣又は都 道府県知事	労働施策の総合 的な推進並びに 労働者の雇用の	市町村長	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	

七十二の二 地方公務員災害 補償基金	地方公務員災害 補償法による福 祉事業の実施に 関する事務であ って主務省令で	七十二 地方公 務員災害補償 基金	地方公務員災害 補償法による公 務上の災害又は 通勤による災害 に対する補償に 関する事務であ って主務省令で 定めるもの		安定及び職業生 活の充実に関 する法律による 職業転換給付金 の支給に関する 事務であって主 務省令で定める もの
内閣総理大臣	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であって主務省令 で定めるもの	内閣総理大臣 者	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であって主務省令 で定めるもの	内閣総理大臣 国民年金法その 他の法令による 年金である給付 の支給を行うこ ととされている 者	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であって主務省令 で定めるもの
(新設)		七十二 地方公 務員災害補償 基金	地方公務員災害 補償法による公 務上の災害又は 通勤による災害 に対する補償に 関する事務であ って主務省令で 定めるもの		安定及び職業生 活の充実に関 する法律による 職業転換給付金 の支給に関する 事務であって主 務省令で定める もの
		国民年金法その 他の法令による 年金である給付 の支給を行うこ ととされている 者	国民年金法その 他の法令による年金 である給付の支給 に関する情報であ って主務省令で定 めるもの	国民年金法その 他の法令による年金 である給付の支給 に関する情報であ って主務省令で定 めるもの	

七十三 石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報	内閣総理大臣	の
七十四 市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報	内閣総理大臣	の
七十五 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	の
七十六 厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報	内閣総理大臣	の

七十三 石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報	内閣総理大臣	の
七十四 市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報	内閣総理大臣	の
七十五 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	の
七十六 厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報	内閣総理大臣	の

	七十七・七十八 (略)	七十八の二 厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	であつて主務省令で定めるもの
八十一 後期高齢者医療広域連合	七十九・八十 (略)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
	(略)			(略)			
	(略)			(略)			

	七十七・七十八 (略)	(新設)		(略)			
八十一 後期高齢者医療広域連合	七十九・八十 (略)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
	(略)			(略)			
	(略)			(略)			

八十二 市町村 長	高年齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	後期高齢者医療 広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣	いる者	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	めるもの
八十四 厚生労働大臣	昭和三十四号附則 第三十四号附則 第八十七条第二	市町村長	内閣総理大臣	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	いる者	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	めるもの

八十二 市町村 長	高年齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	後期高齢者医療 広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣	いる者	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	めるもの
八十四 厚生労働大臣	昭和三十四号附則 第三十四号附則 第八十七条第二	市町村長	内閣総理大臣	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	いる者	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	めるもの

	項の規定により 厚生年金保険の 実施者たる政府 が支給するもの とされた年金で ある保険給付の 支給に関する事 務であつて主務 省令で定めるも の	共済組合等 内閣総理大臣	年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの 公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	八十五・八十五 の二 (略)	中国残留邦人等 の円滑な帰国の 促進並びに永住 帰国した中国残 留邦人等及び特 定配偶者の自立 の支援に関する 法律による一時 金の支給又は保 険料の納付に関 する事務であつ	厚生労働大臣又 は日本年金機構 内閣総理大臣	(略)
	項の規定により 厚生年金保険の 実施者たる政府 が支給するもの とされた年金で ある保険給付の 支給に関する事 務であつて主務 省令で定めるも の	共済組合等	年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	八十五・八十五 の二 (略)	中国残留邦人等 の円滑な帰国の 促進並びに永住 帰国した中国残 留邦人等及び特 定配偶者の自立 の支援に関する 法律による一時 金の支給又は保 険料の納付に関 する事務であつ	厚生労働大臣又 は日本年金機構	(略)



都道府県知事等	
生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付	金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事等	
生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付	金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

市町村長	<p>金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務</p>	
市町村長	<p>金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務</p>	

	省令で定めるもの	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報
--	----------	---------	---	--------------------------------------	--

	省令で定めるもの	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報
--	----------	---------	---	--------------------------------------	---

<p>文部科学大臣又は都道府県教育委員会</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県教育委員会又は市町村教育委員会</p>	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事は特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律による</p>
<p>であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律による</p>

<p>文部科学大臣又は都道府県教育委員会</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県教育委員会又は市町村教育委員会</p>	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事は特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律による</p>
<p>であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律による</p>

	職業転換給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
--	--------------------------------	-------------	-----------------------------	-----------------	---

	職業転換給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
--	--------------------------------	-------------	-----------------------------	-----------------	---

<p>長 しくは長崎市</p>	<p>八十八の二 都道府県知事又は は広島市長若 しくは長崎市</p>	<p>八十八 (略)</p>	
<p>めるもの て主務省令で定 する事務であつ 手当の支給に関 当又は健康管理 子爆弾小頭症手 、特別手当、原</p>	<p>原子爆弾被爆者 に対する援護に 関する法律によ る医療特別手当 、特別手当、原</p>	<p>(略)</p>	
	<p>内閣総理大臣</p>	<p>(略)</p>	<p>都道府県知事又 は広島市長若し しくは長崎市長 内閣総理大臣</p>
	<p>公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>の 原子爆弾被爆者に 対する援護に関す る法律による手当 等の支給に関する 情報であつて主務 省令で定めるもの 公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>

	<p>(新設) 八十八</p>	<p>(略)</p>	
		<p>(略)</p>	
		<p>(略)</p>	<p>都道府県知事又 は広島市長若し しくは長崎市長</p>
		<p>(略)</p>	<p>の 原子爆弾被爆者に 対する援護に関す る法律による手当 等の支給に関する 情報であつて主務 省令で定めるもの</p>

九十一 厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生	市町村長	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長	八十九 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
							九十九 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

九十一 厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生	市町村長	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	八十九 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
							九十九 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの



九十六 都道府 県知事	九十五 (略)	被災者生活再建 支援法による被 災者生活再建支 援金の支給に関 する事務であつ	給、地域支援事 業の実施又は保 険料の徴収に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	内閣総理大臣	等支援給付等関係 情報であつて主務 省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報又 は介護保険給付等 関係情報であつて 主務省令で定める もの	市町村長	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	公的給付支給等口 座登録簿関係情報
	(略)											

九十六 都道府 県知事	九十五 (略)	被災者生活再建 支援法による被 災者生活再建支 援金の支給に関 する事務であつ	給、地域支援事 業の実施又は保 険料の徴収に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	市町村長	等支援給付等関係 情報であつて主務 省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報又 は介護保険給付等 関係情報であつて 主務省令で定める もの	市町村長	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	公的給付支給等口 座登録簿関係情報
	(略)											

九十八 確定給付企業年金法 第二十九条第	九十七 都道府県知事又は保健所を設置する市の長	て主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	内閣総理大臣	厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
					感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの		

九十八 確定給付企業年金法 第二十九条第	九十七 都道府県知事又は保健所を設置する市の長	て主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
					感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの		



百一・百二の二	大臣 厚生労働	百一 厚生労働
(略)	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
(略)	市町村長 共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	市町村長
(略)	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
百一・百二の二	大臣 厚生労働	百一 厚生労働
(略)	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
(略)	市町村長 共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	市町村長
(略)	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

百三 独立行政 法人農業者年 金基金	独立行政法人農 業者年金基金法 による農業者年 金事業の給付の 支給若しくは保 険料その他徴収 金の徴収又は同 法附則第六条第 一項第一号の規 定により独立行 政法人農業者年 金基金が行うも のとされた平成 十三年法律第三 十九号による改 正前の農業者年 金基金法若しく は平成二年法律 第二十一号によ る改正前の農業 者年金基金法に よる給付の支給	市町村長	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	年金給付関係情報 又は厚生年金保険 制度及び農林漁業 団体職員共済組合 制度の統合を図る ための農林漁業団 体職員共済組合法 等を廃止する等の 法律による年金で ある給付の支給に 関する情報であつ て主務省令で定め るもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの

百三 独立行政 法人農業者年 金基金	独立行政法人農 業者年金基金法 による農業者年 金事業の給付の 支給若しくは保 険料その他徴収 金の徴収又は同 法附則第六条第 一項第一号の規 定により独立行 政法人農業者年 金基金が行うも のとされた平成 十三年法律第三 十九号による改 正前の農業者年 金基金法若しく は平成二年法律 第二十一号によ る改正前の農業 者年金基金法に よる給付の支給	市町村長	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	年金給付関係情報 又は厚生年金保険 制度及び農林漁業 団体職員共済組合 制度の統合を図る ための農林漁業団 体職員共済組合法 等を廃止する等の 法律による年金で ある給付の支給に 関する情報であつ て主務省令で定め るもの		公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの

百六 独立行政 法人日本学生 支援機構	独立行政 本学生支援機構 法による学資の 貸与及び支給に 関する事務であ つて主務省令で 定めるもの	独立行政法人日 本学生支援機構 法による学資の 貸与及び支給に 関する事務であ つて主務省令で 定めるもの	医療保険者その 他の法令による 医療に関する給 付の支給を行う こととされてい る者	医療保険各法その 他の法令による医 療に関する給付の 支給に関する情報 であつて主務省令 で定めるもの	百四 (略)	百五 独立行政 法人医薬品医 療機器総合機 構	独立行政法人医 薬品医療機器総 合機構法による 副作用救済給付 又は感染救済給 付の支給に関す る事務であつて 主務省令で定め るもの	(略)	市町村長	(略)	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	(略)	内閣総理大臣	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	(略)	都道府県知事	児童福祉法による 措置(同法第二十 七条第一項第三号 の措置をいう。)

百六 独立行政 法人日本学生 支援機構	独立行政 本学生支援機構 法による学資の 貸与及び支給に 関する事務であ つて主務省令で 定めるもの	独立行政法人日 本学生支援機構 法による学資の 貸与及び支給に 関する事務であ つて主務省令で 定めるもの	医療保険者その 他の法令による 医療に関する給 付の支給を行う こととされてい る者	医療保険各法その 他の法令による医 療に関する給付の 支給に関する情報 であつて主務省令 で定めるもの	百四 (略)	百五 独立行政 法人医薬品医 療機器総合機 構	独立行政法人医 薬品医療機器総 合機構法による 副作用救済給付 又は感染救済給 付の支給に関す る事務であつて 主務省令で定め るもの	(略)	市町村長	(略)	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	(略)	内閣総理大臣	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	(略)	都道府県知事	児童福祉法による 措置(同法第二十 七条第一項第三号 の措置をいう。)

厚生労働大臣又は都道府県知事は都道府県知事	者	ととされている の支給を行うこ ととされている	年金である給付 の支給を行うこ ととされている	国民年金法その 他の法令による 年金である給付 である給付の支給 に関する情報であ つて主務省令で定 めるもの	国民年金法その 他の法令による年金 である給付の支給 に関する情報であ つて主務省令で定 めるもの	市町村長	地方税関係情報、 住民票関係情報又 は児童手当関係情 報であつて主務省 令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報 又は児童扶養手当 関係情報であつて 主務省令で定める もの	に関する情報又は 障害者関係情報で あつて主務省令で 定めるもの
-----------------------	---	-------------------------------	-------------------------------	---	--	------	---	---------	--	---

厚生労働大臣又は都道府県知事は都道府県知事	者	ととされている の支給を行うこ ととされている	年金である給付 の支給を行うこ ととされている	国民年金法その 他の法令による 年金である給付 である給付の支給 に関する情報であ つて主務省令で定 めるもの	国民年金法その 他の法令による年金 である給付の支給 に関する情報であ つて主務省令で定 めるもの	市町村長	地方税関係情報、 住民票関係情報又 は児童手当関係情 報であつて主務省 令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報 又は児童扶養手当 関係情報であつて 主務省令で定める もの	に関する情報又は 障害者関係情報で あつて主務省令で 定めるもの
-----------------------	---	-------------------------------	-------------------------------	---	--	------	---	---------	--	---

	<p>百七 厚生労働大臣</p>
	<p>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>厚生労働大臣</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>もの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>全国健康保険協会 船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>厚生労働大臣又は日本年金機構</p>
<p>年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>内閣総理大臣</p>	<p>内閣総理大臣</p>
<p>もの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>労働者災害補償関係情報又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付の支給に関する情報であつ</p>
<p>厚生労働大臣</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>もの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>全国健康保険協会 船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>厚生労働大臣又は日本年金機構</p>
<p>年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>内閣総理大臣</p>	<p>内閣総理大臣</p>

百八 都道府県 知事又は市町 村長	障害者の日常生活 及び社会生活 を総合的に支援 するための法律 による自立支援 給付の支給又は	市町村長	内閣総理大臣	補償基金	地方公務員災害 補償基金	共済組合等	市町村長	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	て主務省令で定め るもの
百八 都道府県 知事又は市町 村長	障害者の日常生活 及び社会生活 を総合的に支援 するための法律 による自立支援 給付の支給又は	市町村長	補償基金	地方公務員災害 補償基金	共済組合等	市町村長	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	て主務省令で定め るもの	
									児童福祉法による 障害児通所支援に 関する情報、地方 税関係情報、住民 票関係情報、介護 保険給付等関係情

						地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	厚生労働大臣又は日本年金機構	都道府県知事等	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
公的給付支給等口	給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

						地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	厚生労働大臣又は日本年金機構	都道府県知事等	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
	給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

百十二 厚生労働大臣	厚生年金保険の 保険給付及び国 民年金の給付の 支払の遅延に係 る加算金の支給 に関する法律に よる保険給付遅 延特別加算金又	市町村長	市町村長	厚生年金保険の 保険給付及び国 民年金の給付に 係る時効の特例 等に関する法律 による保険給付 又は給付の支給 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの	市町村長	市町村長	(略)	(略)	百九・百十 (略)	百十一 厚生労働大臣	厚生年金保険の 保険給付及び国 民年金の給付に 係る時効の特例 等に関する法律 による保険給付 又は給付の支給 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの	市町村長	市町村長	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの

百十二 厚生労働大臣	厚生年金保険の 保険給付及び国 民年金の給付の 支払の遅延に係 る加算金の支給 に関する法律に よる保険給付遅 延特別加算金又	市町村長	市町村長	厚生年金保険の 保険給付及び国 民年金の給付に 係る時効の特例 等に関する法律 による保険給付 又は給付の支給 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの	市町村長	市町村長	(略)	(略)	百九・百十 (略)	百十一 厚生労働大臣	厚生年金保険の 保険給付及び国 民年金の給付に 係る時効の特例 等に関する法律 による保険給付 又は給付の支給 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの	市町村長	市町村長	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの



	百十五・百十五の二 (略)	百十六 市町村長	
	(略)	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
	(略)	市町村長	都道府県知事
座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

	百十五・百十五の二 (略)	百十六 市町村長	
	(略)	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
	(略)	市町村長	都道府県知事
(略)	(略)	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの



座の登録等に 法律による特定	公的 給付の支給等 の迅速かつ確 実な実施のため の預貯金口座 登録等に関する 法律による特定	百二十一 (略)	公的 給付の支給 等 の迅速かつ確 実な実施のため の預貯金口座 登録等に関する 法律による特定	百十八 (略)	平成二 十五年法律第 六十三号附則 による年金である 給付又は一時金 第三条第十三 号に規定する の支給に関する 事務であって主 務省令で定める は企業年金連 合会 もの	厚生労働大臣又 は日本年金機構 内閣総理大臣	年金給付関係情報 であって主務省令 で定めるもの	関係情報であって 主務省令で定める もの	年金生活者支 援給付金の支給 に関する事務で あって主務省令 で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であって主務省令 で定めるもの	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であって主務省令 で定めるもの	市町村長 内閣総理大臣	地方税関係情報で あって主務省令で 定めるもの
-------------------	---	-------------	---	------------	---	------------------------------	--------------------------------	----------------------------	---	--------	--	--	----------------	-------------------------------

座の登録等に 法律による特定	公的 給付の支給等 の迅速かつ確 実な実施のため の預貯金口座 登録等に関する 法律による特定	百二十一 (略)	公的 給付の支給 等 の迅速かつ確 実な実施のため の預貯金口座 登録等に関する 法律による特定	百十八 (略)	平成二 十五年法律第 六十三号附則 による年金である 給付又は一時金 第三条第十三 号に規定する の支給に関する 事務であって主 務省令で定める は企業年金連 合会 もの	厚生労働大臣又 は日本年金機構 内閣総理大臣	年金給付関係情報 であって主務省令 で定めるもの	関係情報であって 主務省令で定める もの	年金生活者支 援給付金の支給 に関する事務で あって主務省令 で定めるもの	市町村長	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であって主務省令 で定めるもの	地方税関係情報で あって主務省令で 定めるもの	市町村長	地方税関係情報で あって主務省令で 定めるもの
-------------------	---	-------------	---	------------	---	------------------------------	--------------------------------	----------------------------	---	------	--	-------------------------------	------	-------------------------------

<p>関する法律第十條に規定する特定公的給付の支給を実施するに關する行政機 関の長等</p>	<p>公的給付の支給を実施するため の基礎とする情 報の管理に關する事務であつて 主務省令で定め るもの</p>		<p>で定めるもの</p>
<p>関する法律第十條に規定する特定公的給付の支給を実施するに關する行政機 関の長等</p>	<p>公的給付の支給を実施するため の基礎とする情 報の管理に關する事務であつて 主務省令で定め るもの</p>		

○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第十四条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二の二の二の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。</p> <p>別表第四の一の十の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。</p>	<p>附則</p> <p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第十四条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二の二の二の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。</p> <p>別表第四の一の九の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行				
<p>第五十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一中百一の項を百三十四の項とし、百の項を百三十三の項とし、九十九の項を百三十二の項とし、九十八の項を百三十の項とし、同項の次に次のように加える。</p> <p>（略）</p> <p>別表第二中百二十一の項を百五十七の項とし、百二十の項を百五十五の項とし、同項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="331 232 727 1070"> <tr> <td data-bbox="331 232 727 465"> <p>百五十六 文部 科学大臣又は 厚生労働大臣</p> </td> <td data-bbox="331 465 727 656"> <p>公認心理師法 による公認心理師の登録に 関する事務であつて主務省 令で定めるもの</p> </td> <td data-bbox="331 656 727 853"> <p>法務大臣</p> </td> <td data-bbox="331 853 727 1070"> <p>戸籍関係情報であつて主務省令 で定めるもの</p> </td> </tr> </table> <p>別表第二中百十九の項を百五十四の項とし、百十六の項から百十八の項までを三十五項ずつ繰り下げ、百十五の二の項を百五十の項とし、百十五の項を百四十九の項とし、百三の項から百十四の項までを</p>	<p>百五十六 文部 科学大臣又は 厚生労働大臣</p>	<p>公認心理師法 による公認心理師の登録に 関する事務であつて主務省 令で定めるもの</p>	<p>法務大臣</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>第五十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一中九十九の項を百三十二の項とし、九十八の項を百三十の項とし、同項の次に次のように加える。</p> <p>（略）</p> <p>別表第二中百二十の項を百五十の項とし、百十六の項から百十九の項までを三十項ずつ繰り下げ、百十五の二の項を百四十五の項とし、百十五の項を百四十四の項とし、百三の項から百十四の項までを二十</p>
<p>百五十六 文部 科学大臣又は 厚生労働大臣</p>	<p>公認心理師法 による公認心理師の登録に 関する事務であつて主務省 令で定めるもの</p>	<p>法務大臣</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令 で定めるもの</p>		

三十四項ずつ繰り下げ、百二の二の項を百三十六の項とし、百二の項を百三十五の項とし、九十六の項から百一の項までを三十三項ずつ繰り下げ、九十五の項を百二十六の項とし、同項の次に次のように加える。

百二十七 厚生 労働大臣	精神保健福祉 士法による精 神保健福祉士 の登録に關す る事務であつ て主務省令で 定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの
百二十八 厚生 労働大臣	言語聴覚士法 による言語聴 覚士の免許に 關する事務で あつて主務省 令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの

別表第二の九十四の項を同表の百二十四の項とし、同項の次に次のように加える。

百二十五 都道 府県知事	介護保険法に よる介護支援 専門員の登録	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの
--------------------	----------------------------	------	------------------------------

九項ずつ繰り下げ、百二の二の項を百三十一の項とし、百二の項を百三十の項とし、九十六の項から百一の項までを二十八項ずつ繰り下げ、九十五の項を百二十一の項とし、同項の次に次のように加える。

百二十二 厚生 労働大臣	精神保健福祉 士法による精 神保健福祉士 の登録に關す る事務であつ て主務省令で 定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの
百二十三 厚生 労働大臣	言語聴覚士法 による言語聴 覚士の免許に 關する事務で あつて主務省 令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの

別表第二の九十四の項を同表の百十九の項とし、同項の次に次のように加える。

百二十 都道府 県知事	介護保険法に よる介護支援 専門員の登録	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの
-------------------	----------------------------	------	------------------------------

別表第二中九十三の項を百二十三の項とし、八十九の項から九十二の項までを三十項ずつ繰り下げ、八十八の二の項を百十八の項とし、八十八の項を百十七の項とし、八十七の項を百十六の項とし、八十六の項を百十五の項とし、八十五の二の項を百十四の項とし、八十五の項を百九の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>に関する事務 であつて主務 省令で定める もの</p>	<p>百十 厚生労働 大臣 社会福祉士及 び介護福祉士 法による社会 福祉士又は介 護福祉士の登 録に関する事 務であつて主 務省令で定め るもの</p>	<p>百十一 厚生労働 大臣 臨床工学技士 法による臨床 工学技士の免 許に関する事 務であつて主</p>
	<p>法務大臣</p>	
	<p>戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの</p>

別表第二中九十三の項を百十八の項とし、八十六の項から九十二の項までを二十五項ずつ繰り下げ、八十五の二の項を百十の項とし、八十五の項を百五の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>に関する事務 であつて主務 省令で定める もの</p>	<p>百六 厚生労働 大臣 社会福祉士及 び介護福祉士 法による社会 福祉士又は介 護福祉士の登 録に関する事 務であつて主 務省令で定め るもの</p>	<p>百七 厚生労働 大臣 臨床工学技士 法による臨床 工学技士の免 許に関する事 務であつて主</p>
	<p>法務大臣</p>	
	<p>戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの</p>

九十四 全国社 会保険労務士	社会保険労務 士法による社	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令	別表第二中八十四の項を百八の項とし、七十九の項から八十三の項 までを二十四項ずつ繰り下げ、七十八の二の項を百二の項とし、七十 八の項を百一の項とし、七十四の項から七十七の項までを二十三項ず つ繰り下げ、七十三の項を九十三の項とし、同項の次に次のように加 える。	百十二 厚生労 働大臣	務省令で定め るもの	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの
					救急救命士法 による救急救 命士の免許に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの	

九十一 全国社 会保険労務士	社会保険労務 士法による社	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令	別表第二中八十四の項を百四の項とし、七十四の項から八十三の項 までを二十項ずつ繰り下げ、七十三の項を九十の項とし、同項の次に 次のように加える。	百八 厚生労働 大臣	務省令で定め るもの	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの
					救急救命士法 による救急救 命士の免許に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの	

会連合会	会保険労務士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの		で定めるもの
九十五 厚生労働大臣	柔道整復師法による柔道整復師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十六 厚生労働大臣	視能訓練士法による視能訓練士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

別表第二中七十二の二の項を九十二の項とし、七十二の項を九十一の項とし、七十一の項を九十の項とし、七十の項を八十九の項とし、六十九の二の項を八十八の項とし、六十九の項を八十六の項とし、同項の次に次のように加える。

会連合会	会保険労務士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの		で定めるもの
九十二 厚生労働大臣	柔道整復師法による柔道整復師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十三 厚生労働大臣	視能訓練士法による視能訓練士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

別表第二中七十二の二の項を八十九の項とし、七十一の項を八十八の項とし、七十の項を八十七の項とし、六十九の二の項を八十六の項とし、六十九の項を八十四の項とし、同項の次に次のように加える。

八十七 厚生労働大臣	理学療法士及び作業療法士法による理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
---------------	---	------	----------------------

別表第二中六十八の項を八十五の項とし、五十八の項から六十七の項までを十七項ずつ繰り下げ、五十七の二の項を七十四の項とし、五十七の項を七十三の項とし、五十六の二の項を七十二の項とし、五十六の項を七十の項とし、同項の次に次のように加える。

七十一 厚生労働大臣	薬剤師法による薬剤師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
---------------	-----------------------------------	------	----------------------

別表第二中五十五の項を六十九の項とし、三十九の項から五十四の項までを十四項ずつ繰り下げ、三十八の項を五十一の項とし、同項の次に次のように加える。

五十二 厚生労働大臣	臨床検査技師	法務大臣	戸籍関係情報で
---------------	--------	------	---------

八十五 厚生労働大臣	理学療法士及び作業療法士法による理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
---------------	---	------	----------------------

別表第二中六十八の項を八十三の項とし、五十七の項から六十七の項までを十五項ずつ繰り下げ、五十六の二の項を七十一の項とし、五十六の項を六十九の項とし、同項の次に次のように加える。

七十 厚生労働大臣	薬剤師法による薬剤師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
--------------	-----------------------------------	------	----------------------

別表第二中五十五の項を六十八の項とし、三十九の項から五十四の項までを十三項ずつ繰り下げ、三十八の項を五十の項とし、同項の次に次のように加える。

五十一 厚生労働大臣	臨床検査技師	法務大臣	戸籍関係情報で
---------------	--------	------	---------

働大臣	等に関する法律による臨床検査技師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	あつて主務省令で定めるもの
-----	---	---------------

別表第二の三十七の項を同表の四十九の項とし、同項の次に次のように加える。

五十 厚生労働大臣	歯科技工士法による歯科技工士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
-----------	---------------------------------------	------	----------------------

別表第二中三十六の項を削り、三十五の項を四十八の項とし、三十二の項から三十四の項までを十三項ずつ繰り下げ、三十一の項を四十二の項とし、同項の次に次のように加える。

四十三 厚生労働大臣	診療放射線技師法による診療放射線技師の免許に関するもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
------------	-----------------------------	------	----------------------

働大臣	等に関する法律による臨床検査技師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	あつて主務省令で定めるもの
-----	---	---------------

別表第二の三十七の項を同表の四十八の項とし、同項の次に次のように加える。

四十九 厚生労働大臣	歯科技工士法による歯科技工士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
------------	---------------------------------------	------	----------------------

別表第二中三十六の項を削り、三十五の項を四十七の項とし、三十二の項から三十四の項までを十二項ずつ繰り下げ、三十一の項を四十一の項とし、同項の次に次のように加える。

四十二 厚生労働大臣	診療放射線技師法による診療放射線技師の免許に関するもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
------------	-----------------------------	------	----------------------

四十四 日本税 理士会連合会	税理士法による税理士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
-------------------	-----------------------------------	------	----------------------

別表第二中三十の項を四十一の項とし、二十二の項から二十九の項までを十一項ずつ繰り下げ、二十一の項を削り、二十の項を三十二の項とし、十九の項を二十六の項とし、同項の次に次のように加える。

二十七 厚生労働大臣	医師法による医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十八 厚生労働大臣	歯科医師法による歯科医師の免許に関する事務であつて主務省令で	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

四十三 日本税 理士会連合会	税理士法による税理士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
-------------------	-----------------------------------	------	----------------------

別表第二中三十の項を四十の項とし、二十二の項から二十九の項までを十項ずつ繰り下げ、二十一の項を削り、二十の項を三十一の項とし、十九の項を二十五の項とし、同項の次に次のように加える。

二十六 厚生労働大臣	医師法による医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十七 厚生労働大臣	歯科医師法による歯科医師の免許に関する事務であつて主務省令で	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

二十九 厚生労働大臣	保健師助産師 看護師法によ る保健師、助 産師又は看護 師の免許に関 する事務であ つて主務省令 で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの
三十 都道府県 知事	保健師助産師 看護師法によ る准看護師の 免許に関する 事務であつて 主務省令で定 めるもの	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの
三十一 厚生労働大臣	歯科衛生士法 による歯科衛 生士の免許に 関する事務で あつて主務省 令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの

二十八 厚生労働大臣	保健師助産師 看護師法によ る保健師、助 産師又は看護 師の免許に関 する事務であ つて主務省令 で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの
二十九 都道府 県知事	保健師助産師 看護師法によ る准看護師の 免許に関する 事務であつて 主務省令で定 めるもの	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの
三十 厚生労働大臣	歯科衛生士法 による歯科衛 生士の免許に 関する事務で あつて主務省 令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報で あつて主務省令 で定めるもの

別表第二中十八の項を二十五の項とし、十七の項を二十四の項とし、十六の三の項を二十三の項とし、十六の二の項を二十二の項とし、十六の項を十八の項とし、同項の次に次のように加える。

二十一 厚生労働 大臣	十九 都道府県 知事	栄養士法による栄養士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	栄養士法による栄養士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	栄養士法によるもの	栄養士法によるもの
十九 厚生労働 大臣	十九 都道府県 知事	栄養士法による栄養士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	栄養士法による栄養士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	栄養士法によるもの	栄養士法によるもの
法務大臣	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	戸籍関係情報	戸籍関係情報

別表第二中十八の項を二十四の項とし、十七の項を二十三の項とし、十六の三の項を二十二の項とし、十六の二の項を二十一の項とし、十六の項を十七の項とし、同項の次に次のように加える。

十八 厚生労働 大臣	十九 都道府県 知事	栄養士法による栄養士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	栄養士法による栄養士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	栄養士法によるもの	栄養士法によるもの
十八 厚生労働 大臣	十九 都道府県 知事	栄養士法による栄養士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	栄養士法による栄養士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	栄養士法によるもの	栄養士法によるもの
法務大臣	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	戸籍関係情報	戸籍関係情報

働大臣	る管理栄養士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	あつて主務省令で定めるもの
-----	-------------------------------	---------------

別表第二中十五の項を十七の項とし、九の項から十四の項までを二項ずつ繰り下げ、八の項を九の項とし、同項の次に次のように加える。

十 都道府県知事	児童福祉法による保育士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
-------------	------------------------------------	------	----------------------

別表第二の七の二の項を同表の八の項とする。

大臣	る管理栄養士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	あつて主務省令で定めるもの
----	-------------------------------	---------------

別表第二中十五の項を十六の項とし、九の項から十四の項までを一項ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。

九 都道府県知事	児童福祉法による保育士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
-------------	------------------------------------	------	----------------------

別表第二に次のように加える。

百五十一 文部科学大臣又は厚生労働大臣	公認心理師法による公認心理師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
------------------------	---------------------------------------	------	----------------------

改正案	現行
<p>（所掌事務）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十一（略）</p> <p>四十一の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に關すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四十一の三 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号）の規定による特定公的給付の指定に關すること。</p> <p>四十二 六十二（略）</p>	<p>（所掌事務）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十一（略）</p> <p>四十一の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に關すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（新設）</p> <p>四十二 六十二（略）</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十一（略）</p> <p>四十一の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に關すること（他省の所掌に属するものを除く）。</p> <p>（削る）</p> <p>四十二～六十二（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十一（略）</p> <p>四十一の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に關すること（他省の所掌に属するものを除く）。</p> <p>四十一の三 <u>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号）の規定による特定公的給付の指定に関すること。</u></p> <p>四十二～六十二（略）</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 デジタル庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>二 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号、同条第七項に規定する個人番号カード及び同条第十五項に規定する法人番号の利用並びに同法第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>五 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号）の規定による特定公的給付の指定に関すること。</p> <p>六 一四（略）</p> <p>十五 情報システム整備計画（情報通信技術を活用した行政の推進等</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 デジタル庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>二 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号、同条第七項に規定する個人番号カード及び同条第十五項に規定する法人番号の利用並びに同法第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（新設）</p> <p>五 一三（略）</p> <p>十四 情報システム整備計画（情報通信技術を活用した行政の推進等</p>

に関する法律第四条第一項に規定する情報システム整備計画をいう。第十七号イ及びハにおいて同じ。）の作成及び推進に関すること。

十六 (略)

十七 国の行政機関が行う情報システム（国の安全等に関するものその他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の整備及び管理に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。

イ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な予算を、第十四号の方針及び情報システム整備計画に基づき、一括して要求し、確保すること。

ロ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業の実施に関する計画を定めること。

ハ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業について、第十四号の方針及び情報システム整備計画に基づき当該事業の全部若しくは一部を自ら執行し、又は関係行政機関に、予算を配分するとともに、同号の方針及び情報システム整備計画並びにロの計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業の全部若しくは一部を当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。

十八(二十二) (略)

に関する法律第四条第一項に規定する情報システム整備計画をいう。第十六号イ及びハにおいて同じ。）の作成及び推進に関すること。

十五 (略)

十六 国の行政機関が行う情報システム（国の安全等に関するものその他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の整備及び管理に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。

イ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な予算を、第十三号の方針及び情報システム整備計画に基づき、一括して要求し、確保すること。

ロ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業の実施に関する計画を定めること。

ハ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業について、第十三号の方針及び情報システム整備計画に基づき当該事業の全部若しくは一部を自ら執行し、又は関係行政機関に、予算を配分するとともに、同号の方針及び情報システム整備計画並びにロの計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業の全部若しくは一部を当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。

十七(二十一) (略)

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 デジタル庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>二 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号、同条第七項に規定する個人番号カード及び同条第十五項に規定する法人番号の利用並びに同法第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に關すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>五 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号）の規定による公的給付支給等口座登録簿への登録及び特定公的給付の指定に關すること。</p> <p>六 二十二（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 デジタル庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>二 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号、同条第七項に規定する個人番号カード及び同条第十五項に規定する法人番号の利用並びに同法第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に關すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>五 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号）の規定による特定公的給付の指定に關すること。</p> <p>六 二十二（略）</p>

